

令和3年2月定例会 総括審査会

古市三久議員



委員	古市三久
所属会派 (質問日現在)	県民連合
定例会	令和3年2月
審査会開催日	令和3年3月17日(水)

古市三久委員

県民連合の古市三久である。

早速であるが、ALPSで処理された汚染水の取扱いについて知事に聞く。

その前に、柏崎刈羽原発の核セキュリティの問題は非常に酷く、東京電力の不祥事はまさに底なしである。本県でも地震計の故障が放置されており、更田原子力規制委員会委員長は、昨日の会見において「だから福島第一原発の事故が起こった。悪い意味で東電スペシャル」とコメントしている。福島県民と新潟県民は、原発が誘致された瞬間からリスクを背負うこととなり不幸である。

東京電力は、信頼を喪失しただけでなく機能不全に陥っており、今後の収束作業にも大きな影響が出ると考えられる。このまま収束作業を任せて県民の安全が確保されるか心配である。

私はこれまで、汚染水の海洋放出の取扱いに係る知事答弁を聞いてきたが、県民や現場に寄り添った声を国に伝えているとの印象は非常に薄いと考える。

海洋放出については、県民の多くが反対もしくは慎重な立場であり、県内59市町村のうち27市町村が反対、16市町村が慎重との意向を示している。

また、昨年4月に開催された関係者の意見を聞く場において、県漁業協同組合連合会の会長は海洋放出に反対すると表明しており、県旅館ホテル生活衛生同業組合も「海洋放出は風評被害ではなく実害である」と断言している。全国漁業協同組合連合会や県水産加工業連合会、県森林組合連合会、県農業協同組合中央会などの県内農林水産業の代表的な組織も絶対反対を表明、さらには宮城県、茨城県の両知事も汚染水の海洋放出に反対を表明し、経済産業省には約42万人もの署名が届けられている。

国と東京電力は2015年、県漁業協同組合連合会に対して「関係者の理解なしにはいかなる処分も行わない」と回答しており、中長期ロードマップにおいても、液体廃棄物については地元関係者の理解を得ながら対策を実施し、海洋への安易な放出は行わないとしている。

これらのことから、県として汚染水の海洋放出について反対すべきと思うが、どうか。

知事

トリチウムを含む処理水の取扱いについて、国は中長期ロードマップの中で、液体廃棄物については地元関係者の理解を得ながら対策を実施することとしている。

これまで、地元自治体や関係者から様々な意見が出されている中、多くの意見に共通していることは、風評に対する懸念であると考えている。引き続き、国に対して、トリチウムを含む処理水の取扱いが、本県の農林水産業や観光業などに

影響を与えることがないよう、様々な意見を踏まえ慎重に対応方針を検討するよう求めている。

古市三久委員

答弁についてはよく理解した。県民、そして現場の声を、ぜひ国に伝えてもらいたいと思っておりよろしく願う。

次に、東日本大震災・原子力災害伝承館についてである。

やまぬ批判を受け展示替えを発表との報道があるが、ここにも安全神話が復活しているのではないかと思う。県民をはじめ、全国民や世界の人々の交流人口を増やすならば、幅広くオープンな雰囲気にするべきであり、本県の民主主義や良識が問われている。

同伝承館の展示は、全電源喪失といった原発事故の原因から始めるべきである。日本共産党の吉井英勝元衆議院議員は、事故原因の全電源喪失を予言しており、2006年12月22日の吉井議員の質問に、当時の安倍首相は「日本の原発で全電源喪失が発生することは考えられない」と答弁している。この結果、答弁の1,540日後、指摘どおり福島第一原発事故が発生した。

さらに津波対策の問題がある。福島第一原発は、津波に対する余裕率が全国の原発サイトで最低であったため、原子力安全・保安院は2006年10月に対策を指示したが、東京電力は先送りにしていた。このことは原発裁判や政府事故調査委員会で明らかになっており、原発事故は津波対策を先送りしたことにより起きた人災であることを国会事故調査委員会や政府事故調査委員会も認めている。

そこで、同伝承館においては、原発事故が起きた原因と再発防止策など将来に教訓を伝える展示とすべきと思うが、県の考えを聞く。

文化スポーツ局長

東日本大震災・原子力災害伝承館の展示については、複合災害に関する実物資料や記録映像をはじめ、地震、津波の被害の大きさや原子力発電所の事故に関し、津波への備えが不十分であったことなどを伝える展示を行っている。今後とも、展示や研修事業等の充実により、複合災害の記録と教訓を後世に伝える大切な役割を果たしていく。

古市三久委員

最近展示を替え、原発事故や地震の問題についても少し展示されていると聞いている。これからも、原発事故の原因を検証できる伝承館にしてもらいたい。

次に、語り部の問題についてである。

同伝承館において、特定の団体や個人を批判しないとしている語り部活動マニュアルの文言を削除すべきと思うが、県の考えを聞く。

文化スポーツ局長

語り部活動マニュアルについては、一般的な範囲で整理したものであり、語り部の方々が、地震、津波、原発事故により経験した様々な出来事を伝え、その時々を思いを率直に語る取組を進めている。

古市三久委員

誹謗中傷は当然駄目ではあるものの、批判がなければ進歩はしないと考える。直ちに文言を削除することはできないと思うが、本県の良識が問われるため今後十分に検討した上で、批判を自由にできるようにしてもらいたいと考えているが、どうか。

文化スポーツ局長

東日本大震災・原子力災害伝承館における語り部活動マニュアルについては、語りの基本として、来館者に分かりやすく伝える観点から、一般的な範囲として整理したものである。引き続き、語り部ともコミュニケーションを取りながら、語り部活動、伝承館事業の充実に努めていく。

古市三久委員

分かりやすくと表現を使っているが、そういうことではない。しっかりと批判ができる伝承館にすべきと思うので、

ぜひ検討願う。

次に、J ヴィレッジについて聞く。

J ヴィレッジは事故収束の対応拠点であり、2019年4月までの再生を目指してプロジェクト委員会を設置し、2015年に復興再整備計画を策定した。その後、東京電力に原状回復工事を求め、除染された後に本県に返還され、2018年7月に業務を再開した。

2019年11月にグリーンピースは、J ヴィレッジで放射線調査を実施し、環境大臣やJOC、IOC、J ヴィレッジ社長、さらには本県知事に対して「深刻な高レベルの汚染を検知した」との情報提供及び要請を行った。県は東京電力とその都度協議をしながら原状回復工事を進めてきたと思うが、その結果8,000Bq/kg以上の指定廃棄物が2年間J ヴィレッジに保管され、県はこの情報を公開せず聖火リレーのスタートを容認した。施設管理者である財団法人の事務局は県職員が担い、県の次長が代表理事となっており、この原状回復工事を見聞すると不透明な組織運営がかいま見られる。

県は、J ヴィレッジに指定廃棄物が2年間保管されていたことを把握していたのか。

企画調整部長

J ヴィレッジの原状回復工事で発生した8,000Bq/kgを超える廃棄物については、J ヴィレッジ施設が返還された平成30年6月頃から、東京電力が保管していることを現場において把握していた。

古市三久委員

J ヴィレッジで保管することを東京電力と協議したのか。

企画調整部長

施設を返還してもらう際に、東京電力が指定廃棄物をしっかりと安全管理することで進んでいた。

古市三久委員

そのことを承知していたのであれば、情報を開示すべきだったと思う。

J ヴィレッジ復興再整備計画の中では、「徹底した除染の取組や放射線量を積極的に情報開示する」との文言があり、そのことからすると、J ヴィレッジからオリンピックのグランドスタートを進めることについては非常に問題があったのではないかと。

そのため、積極的な情報開示の必要があったと思うが、どうか。

企画調整部長

東京電力からJ ヴィレッジが返還されるに当たっては、人が利用する場所の放射線量は全て0.23 μ Sv/hであり、国際放射線防護委員会が勧告している年間の追加被曝線量1mSv相当以下であることを歩行モニタリング調査により確認している。先ほど述べた、グリーンピースがホットスポットを発見した場所とは、厳密にはJ ヴィレッジの施設ではなく檜葉町の多目的駐車場であったが、その際もJ ヴィレッジのピッチやスタジアム等のモニタリングを改めて行い、0.23 μ Sv/h以下であることを確認している。

しかし、委員指摘のとおり、引渡しを受けてから廃棄物の撤去に2年以上要したことについては、東京電力が指定廃棄物の申請権者になれないとの法令上の困難な調整があったにせよ、早期に手続を進めるよう東京電力や国に対して強く働きかけていれば、もっと早く処分できたのではないかと思う。その点については指摘を真摯に受け止める。

古市三久委員

東京電力とやり取りした記録は残っているのか。

企画調整部長

その都度都度のやり取りについては記録を残していると思う。

古市三久委員

県は、指定廃棄物の行き先を確認しているのか。

企画調整部長

確認していない。

古市三久委員

確認していないということは、協議の中ではその点を問題としていなかったのではないか。

県は、東京電力が8,000Bq/kg以下の除染廃棄物を埋立てに使用したことを承知していたのか。

企画調整部長

8,000Bq/kg未満の廃棄物については、東京電力が原状復旧工事の過程で処分したものと認識しているが、どこに使用するかは承知していない。

古市三久委員

はっきりしたことは分からないが、久ノ浜海岸あるいは檜葉町での埋立てに使われたと言われている。本来、除染は放射性物質汚染対処特措法の問題であるが、東京電力は原状回復工事であるため問題ないとして実施したが、県は復興再整備計画のメンバーとの検討の中で協議を行ったのか。

企画調整部長

県としては、東京電力から事故収束拠点として使用されていたJヴィレッジの返還を受けるに当たり、しっかりと原状復旧工事を行ってもらう中で協議していたが、どこに使用するかは東京電力の責任で実施するものと承知している。

古市三久委員

東京電力が実施するのはよいが、法律にのっとって実施することが必要である。

東京電力は、労働者が受けた放射線量について労働安全衛生上の問題があったとして労働基準監督署から指導された経緯があることから、県の立場としては、除染廃棄物の処分方法や処分場所を東京電力としっかりと協議しなければいけない。

除染廃棄物の処理をめぐっては、様々な利用について計画されているが、住民の反対により暗礁に乗り上げている。

その中で、県が東京電力の処分方法を知っていながら容認したとなればゆゆしき問題であるが、どうか。

企画調整部長

Jヴィレッジ利用者が使用するエリアの放射線量が、利用する上で安全であることを引渡しの際にしっかりと確認できているため、これまでの県の対応は十分であったと考える。

古市三久委員

企画調整部長としては、除染廃棄物はあずかり知らぬいとのことであればそれでよいが、今後は計画策定の段階でしっかりと行ってもらいたい。

次に、聖火リレーについてである。

Jヴィレッジに指定廃棄物が保管されていたことについて、東京オリンピック・パラリンピック担当として把握していたのか。

文化スポーツ局長

延期前の聖火リレーの実施に向け、Jヴィレッジに指定廃棄物が保管されていたとの情報を把握しながら準備を進めた事実はない。聖火リレーに当たっては、Jヴィレッジをはじめとしたルートや沿道等の空間線量率のモニタリングを実施し、ランナーや沿道で応援する観客等のさらなる安心の確保に取り組んできたところである。

古市三久委員

共通認識を持つことが大事だと思うので、その点を今後の課題としてしっかりと情報共有し、県民の安全を守ってほしい。

次に県民健康調査についてである。

事故初期の問題として、1つ目は安定ヨウ素剤の配布があった。福島県立医科大学の原発事故後の議事録には、県内に

安定ヨウ素剤を配布することや服用させる準備をするとの記載がある。また、看護部では優先して配付あるいは服用していることをうかがえる記述がある。さらには、20歳未満は絶対服用することや1回2錠服用することなど、職員や家族に対して詳細な指示を行い配付した記録があるが、長崎大学の山下俊一教授が派遣されて以降は、県民への配布の議論はなくなった。私は、同大学が安定ヨウ素剤を配付し服用を指示したことは、予防原則にのっとった適切な判断だった思っており、むしろ全県民に拡大しなかったことが問題だったと考える。

2つ目の問題は、初期被曝の計測が1,080人を検査したのみで限定的だったことである。甲状腺等価線量は、チェルノブイリと比べると低いと言われているが、放射性ヨウ素の土壌沈着量を比較すると、両者にはそれほど違いがないとの調査もある。事故後の県の対応は、SPEEDIの問題をはじめ、避難指示の在り方など、県民の安全とは程遠いものがあったと思う。

こうした前提の上で県民健康調査が始まり、10年が経過した。現在学校検査については、過剰診断の防止という理由や強制的、学校現場の負担増という指摘から検査縮小に向けた見直しが焦点となっている。

同大学の鈴木眞一教授は、裁判で過剰診断を否定しており、さらに「福島県の場合は放射線被曝による空間線量が高く、健康影響のリスクファクターがある」と証言している。また、県民健康調査検討委員会の高野徹委員は、第29回検討委員会後の会見で「15歳以下は過剰診断の危険性はない」と回答しており、過剰診断でなければ学校検査をやめる正当性はないということになる。

そこで、甲状腺検査の学校検査を継続していくべきと思うが、県の考えを聞く。

保健福祉部長

学校での甲状腺検査については様々な意見がある。現在、県民健康調査検討委員会において、検査の対象者等の意見を把握するための聞き取り調査を行っているところであり、引き続き検討委員会での議論を踏まえ、今後の甲状腺検査の方法について検討していく。

古市三久委員

聞き取り調査をしていることは承知しているが、これまで10年間、学校検査を継続し様々なデータを蓄積してきたことは、子供たちの見守りや甲状腺の状態を把握する意味で非常に重要なことだと思うので、県には学校検査を継続してもらいたい。

次に甲状腺がんについてである。

県民健康調査は、がんとなった患者の全症例を把握することが困難な仕組みとなっている。鈴木眞一教授の手術例も調査対象外となっているが、同大学での手術例は容易に把握できるはずである。

そこで、県民健康調査によって甲状腺検査の対象者が甲状腺がんとなった全症例を把握する仕組みを整備すべきと思うが、県の考えを聞く。

保健福祉部長

甲状腺がんの症例の把握については、県民健康調査検討委員会甲状腺検査評価部会の本格調査結果に対する部会まとめにおいて、地域がん登録及び全国がん登録を活用して甲状腺検査対象者のがん罹患状況を把握することが今後の評価の視点として示されており、現在、がん登録を活用して甲状腺がんの罹患状況の把握を行っているところである。

古市三久委員

その点は承知しているが、県民健康調査は莫大な費用をかけて作り上げたシステムである。そのため、地域がん登録等の方法ではなく、県民健康調査のシステムをしっかりと構築して県民の安全・安心のために全症例を把握することが重要と思うが、改めて県の考えを聞く。

保健福祉部長

部会のまとめにおいて、がん登録を活用する方法が示されており、このがん登録の情報は甲状腺検査を受けていない者の情報も一括して収集することが可能であることから、この情報を活用して症例を把握することとしている。

古市三久委員

県民や子供たち、あるいはがんになった患者を将来に向けて見守っていくために、しっかりとした仕組みを作ってもらいたい。

次に、甲状腺検査の対象者へのサポート事業についてである。

サポート事業は、申請手続が非常に煩雑であり改善が必要である。早期に甲状腺検査サポート事業の申請手続を改善し、申請者の負担を軽減すべきと思うが、県の考えを聞く。

保健福祉部長

甲状腺検査サポート事業については、申請者が診療ごとの必要書類を自らそろえて申請することとなっているが、申請に必要な書類が多く手続が煩雑との意見がある。このため、必要書類を直接医療機関等から県へ送付されるようにするなど、申請者の負担を軽減するよう、関係機関と調整を行っているところである。

古市三久委員

制度の早期実現を願う。

次に県民健康調査の目的について聞く。

1月15日の県民健康調査検討委員会で配付された実施計画の変更案では、これまで検査目的とされていた「甲状腺の状態を把握する」との文言が削除されていた。甲状腺の状態を把握することが県民健康調査の大きな目的だと思うため、この文言については元に戻すべきと思うが、どうか。

保健福祉部長

県民健康調査検討委員会に提出された資料には、甲状腺検査の目的に「甲状腺の状態を把握するため」という記載がないものがあるが、子供たちの健康を長期的に見守るとの甲状腺検査の趣旨を変更したものではない。資料によって表現が異なることのないよう表現の統一を図っていく。

古市三久委員

甲状腺検査には「長期的に見守る」と「甲状腺の状態を把握する」との2つの目的があるため、この目的をしっかりと堅持し、県民健康調査を実施してもらいたい。

次に、新型コロナウイルス感染症について聞く。

感染者数は昨年から急増しており、東アジアの中では日本が突出している。菅内閣の発足以降、感染者は増加に転じており、発足直後の1週間は3,280人だったが、3月7日からの直近1週間は2倍以上の7,999人と高い水準で推移をしており、人災の側面を否定できない。また、国がやらなければいけない問題ではあるが、Go Toキャンペーンについては、厳格に検証しなければいけないと考える。

新型インフルエンザ等対策特別措置法案では、「感染者は責任を負わなければならない」とされていたが、私権の制限は、公的機関が実施すべきことをした上で手だてがない場合にしかできないものであり、市民の努力不足を感染拡大の原因とするのは本末転倒だと考える。市中感染が平均で55%を超えているところもあり、自己努力の徹底だけで感染拡大を防止することはできない。

このような中、本県の重症者率は、2月5日には3.55%で全国5位、3月15日には4.88%で第2位と極めて高い状態となっている。県は、公衆衛生に責任を持つ行政機関として、新型コロナウイルス感染症対策の下、県民の命と健康を守るとりどとしての機能を発揮しなければならないが、新型コロナウイルス感染症は本県の地域医療の脆弱性を露呈しており、医療機関へのガバナンスが効いていないとの見方もされている。

そこで、県は死亡率及び重症者割合が高い要因をどのように分析しているのか。

保健福祉部長

本県の死亡率及び重傷者割合は、どちらも現時点で4%を超え、全国に比べ高くなっている。死亡者は、70歳以上の者が9割以上を占め、多くが他の疾患を抱えた院内、施設内感染による事例となっており、また、重症者についても、重症

化リスクの高い高齢者等の感染事例が多いことが背景にあると考えている。

古市三久委員

高齢者施設等での感染事例の問題とあるが、いずれにしても県の取組が問われていると考える。

県内でのクラスターの発生状況は、第1波で6件、第2波で7件、第3波では27件となっており、施設別にすると医療福祉が18件、飲食9件、教育5件、職場5件、その他2件である。地域別に見ると、1番多いのが郡山市の13件、次いで福島市7件、会津若松市4件、二本松市が3件となっている。

今後は、高齢者施設等でのクラスター発生を少なくする取組が必要であり、県のガバナンスの在り方が問われると思うが、考えを聞く。

保健福祉部長

現在、注意喚起し続けている中でもクラスターが発生していることから、施設に対しては、改めて日頃の健康状態の観察などによる早期発見、入り込みを防ぐための職員の感染防止の徹底、陽性者が出た場合に早期に対応できる体制を構築することを繰り返し依頼するとともに、各施設に出向いて指導助言しているところであり、相手に届くよう引き続き対応していく。

古市三久委員

昨日の参議院予算委員会の中でも検査の問題については様々な議論がされているが、検査を拡大することが非常に大事であると考えている。

そこで、県民の安全・安心のため、無症状者を含めて幅広くPCR検査を実施すべきと思うが、県の考えを聞く。

保健福祉部長

PCR検査については、感染者が確認された場合には、無症状者も含め、対象者を幅広く捉えて検査しており、また、感染拡大が見られる地域においては、高齢者施設職員等に対する一斉検査等も実施しているところである。引き続き、地域の感染状況を踏まえて、検査が必要な者がしっかり検査を受けられるよう取り組んでいく。

古市三久委員

本県のPCR検査数は確かに多いものの、このような事態となっている。

昨日の参議院予算委員会においても「高齢者施設等については、定期的にPCR検査を実施すべき」と述べられており、医療施設や保育所等に対して定期的なPCR検査を実施するための準備をすべきと思うが、県の考えを聞く。

保健福祉部長

検査に当たっては、感染拡大防止のため、関係機関の協力の下、必要な者へ検査できる体制を整備したところであり、今後も地域の感染状況を考慮しながら、適切に検査を実施していきたい。

古市三久委員

堤防の強化について土木部長に聞く。

浸食を防ぐためには堤防の裏のりの補強が不可欠と言われている。

そこで、夏井川の改良復旧事業について、平窪地区など市街地の区間は堤防の上と両面をブロック等で補強すべきと思うが、県の考えを聞く。

土木部長

夏井川の市街地区間における改良復旧事業については、決壊箇所において、堤防の両面にブロックを設置することとしており、決壊箇所に隣接する区間においては、川側の堤防のり面や住宅地側のり面の下部にブロックを設置することとしている。さらに、全ての改良区間において、堤防の上を舗装することにより補強することとしている。

古市三久委員

破堤した箇所は三面がブロック等で覆われているものの、さらに強化するという意味では、住宅が連担している場所に

についても同様に補強してもらいたいと思うが、再度答弁願う。

土木部長

通常の河川改修における堤防の強化については、川側ののり面にコンクリートブロックを設置して強化を図っている。夏井川の改良復旧事業においては、令和元年東日本台風による被災を踏まえ、通常の堤防の強化に加え、破堤箇所において堤防の宅地側をコンクリート護岸とするなど、さらに強化を図ることとしている。引き続き、災害防止に向けて速やかに対策事業を進めていく。

古市三久委員

県は、河川の流下能力を上げる観点から今以上の形にしないと考えているかもしれないが、住民は一昨年ので台風の影響で恐怖を感じているので検討願う。

次に、夏井川の改良復旧事業区間における用地の買収状況について聞く。

土木部長

用地の取得状況については、約8割を確保しており、残る2割についても速やかに取得を進めていく。

古市三久委員

残り2割であるため、今後の5年間でしっかりと用地取得を進め、改良復旧工事を完成させてもらいたい。

次に、常磐線の鉄橋下における堆砂土砂の撤去についてである。

夏井川の中流以下の狭隘箇所は常磐線の鉄橋であり、そこに膨大な堆砂土砂が確認できる。一昨年の台風では、このような問題が引き金となって破堤につながったと思う。

早期に対応を求める声もあることから早急に解決すべき問題と思うが、県の考えを聞く。

土木部長

夏井川のJR常磐線、夏井川橋梁の下の河道掘削については、施工に当たっての鉄道運行上の安全確保等を鉄道管理者と協議を進めており、協議が整った後、速やかに実施していく。

古市三久委員

この場所はボトルネックになっており、大雨の際に流れが滞ると上流において再び災害の発生が懸念されることから、解決に向けて進めてほしい。

最後に夜間中学についてである。

教育機会確保法が施行され、菅総理大臣は「今後5年間で全ての都道府県と政令指定都市に、公立の夜間中学を少なくとも1か所は設置する」と答弁している。

そこで、県立夜間中学の設置に早期に取り組むべきと思うが、県教育委員会の考えを聞く。

教育長

夜間中学については、学び直しの場合として重要であると認識しているが、義務教育の提供であることから、その設置については、基本的には市町村において検討されるべきものと考えている。

古市三久委員

毎回そのような答弁だが、県では中高一貫校を設置しており、義務教育の所管は県教育委員会が担っていると考え。例えば、県立高校の夜間部へ夜間中学校を設置するとの検討をすべきと思うが、どうか。

教育長

中高一貫校は、6年間の継続した学びを通して、高校卒業時点で重きを置いて学校全体をつくっていくこととしているため、県が所管している。

夜間中学の場合は義務教育の終了が最終目標となっており、義務教育の色彩が強い。県立としての設置については、本会議でも答弁しているとおり、調査事業の中で研究していきたい。

古市三久委員

教育の問題は、子供たちも含めて様々な面で多様化している。そのため、義務教育だから義務教育で解決しなくてはならないということではないと考える。

設置主体が県か市町村かは問わないが、この件を前に進めるためには県が主導的に取り組んでいかなければならない。

先日3月15日の参議院予算委員会において、萩生田文部科学大臣も前に進めていくと述べていることから、教育長として夜間中学を設置することを早い時期に決断すべきと思うが、どうか。

教育長

夜間中学の重要性については、県教育委員会も認識しており、県内13市の教育長も同じ認識であると考えている。委員指摘のとおり、県教育委員会がリーダーシップをとり、市をはじめ、ひきこもり支援センターや国際交流協会など様々な団体を交えながらニーズ調査や広報啓発活動を行っているが、まとまった調査数が上がってきていない。

文部科学省の令和元年度調査によると、夜間中学に通っている生徒の8割が外国籍の子供であり、この点が本県においてまとまった調査数が上がってこない要因の一つであると考えている。

しかしながら、県教育委員会としても夜間中学の重要性は認識している。13市共々、今後も検討委員会の中で検討していきたい。

古市三久委員

本県は1都3県と同程度の面積があるので、県内に4か所ほど設置しなければ機能しないといった問題も考えられる。

しかしながら、福島市や郡山市は、誘致に前向きな意向を持っていることから、調査するだけでなく、並行して前に進めてほしい。国も予算措置を含めて支援するとのことであるため、ぜひ進めるよう願うが、再度県教育委員会の考えを聞く。

教育長

国としては立ち上げ準備経費や立ち上げ後の運営経費について、数百万程度の支援措置を準備しているが、各県で一斉に出来上がらない理由としては、やはりそれぞれの事情があると考えられる。

委員指摘のとおり、ICTの時代とはいえ本県は広域であることから、県内に1か所設置すればよいわけでもない。夜間中学こそ対面が大事であると認識しているので、その点も含め、市町村に対して国の支援策などを丁寧に説明しながら検討を深めていきたい。

古市三久委員

以上で質問を終わる。